

# 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

- 1 日時  
平成24年9月6日（木曜日）  
午後1時44分開会、午後2時54分散会（うち休憩午後2時5分～午後2時10分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、  
及川幸子委員、佐々木順一委員、小野寺好委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
藤澤担当書記、大山担当書記、井上併任書記、宮澤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、  
佐藤河川港湾担当技監、及川県土整備企画室企画課長、吉田建設技術振興課総括課長、  
八重樫建設技術振興課技術企画指導課長、高橋道路建設課総括課長、  
細川道路環境課総括課長、及川河川課総括課長、志田河川課河川開発課長、  
菊地砂防災課総括課長、渡邊都市計画課総括課長、遠藤都市計画課まちづくり課長、  
伊藤下水環境課総括課長、澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、  
吉田建築住宅課営繕課長、川村港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件  
議案
  - (1) 議案第1号 災害復興公営住宅（釜石市平田地区）新築（建築）（第1工区）工  
事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
  - (2) 議案第2号 災害復興公営住宅（釜石市平田地区）新築（建築）（第2工区）工  
事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
  - (3) 議案第4号 釜石港須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を  
求めることについて
  - (4) 議案第5号 小本港小本浜地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決

を求めることについて

## 9 議事の内容

○**嵯峨耆朗委員長** これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案第1号災害復興公営住宅（釜石市平田地区）新築（建築）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第2号災害復興公営住宅（釜石市平田地区）新築（建築）（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**吉田宮繕課長** 議案第1号災害復興公営住宅（釜石市平田地区）新築（建築）（第1工区）工事及び議案第2号同第2工区工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、一括して御説明申し上げます。

第1工区及び第2工区の工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。

初めに、第1工区ですが、議案書の1ページとお手元に配付しております説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、災害復興公営住宅（釜石市平田地区）新築1工区（建築）工事。工事場所は釜石市大字平田第6地割1-9。契約金額は、税込みで8億2,215万円。請負率は97.85%。請負者は、株式会社タカヤ・東野建設工業株式会社特定共同企業体。請負者の住所は議案書に記載のとおりであります。本工事は鉄筋コンクリート造7階建、住戸数63戸のほか、集会場等の附属棟の建築工事及び駐車場を含む外構工事であります。工期は360日間で、平成24年度から平成25年度までの2カ年の債務負担行為であります。

なお、お手元の説明資料につきましては、2ページ及び3ページには入札調書、4ページから8ページには、総合評価落札方式条件付一般競争入札公告となっております。

次に第2工区ですが、議案書は2ページ、配付資料は9ページをお開き願います。工事名は、災害復興公営住宅（釜石市平田地区）新築2工区（建築）工事。工事場所は、第1工区と同じ釜石市大字平田第6地割1-9。契約金額は、税込みで6億4,050万円で、請負率は99.6%。請負者は樋下建設株式会社。請負者の住所は、議案書に記載のとおりであります。本工事は第1工区と同様、鉄筋コンクリート造7階建、住戸数63戸の建築工事であります。工期は360日間で、平成24年度から25年度までの2カ年の債務負担行為であります。

なお、お手元の説明資料につきましては、10ページ及び11ページは入札調書。12ページから16ページは、総合評価落札方式条件付一般競争入札公告となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はございませんでしょうか。

○**及川幸子委員** 説明いただきましたけれども、釜石の仮設住宅の入居者戸数を教えてくださいたいと思います。

○吉田営繕課長 ただいま資料を持ち合わせていないので、取り寄せて御報告いたします。

○及川幸子委員 なぜこういう質問をしたかと申しますと、せっかく念願の大きなものを建てるのですから、仮設住宅に入っている方々の入居の希望状況を知りたかったのです。どういうふうな状況で入居を希望される方がいるのかと思い、質問しました。

○吉田営繕課長 ただいまの質問ですが、釜石市には3,164戸建設しております。現在入居が2,785戸でございます。入居者数は6,007人でございます。

災害復興公営住宅の希望戸数につきましては、現在市と覚え書きを締結しておりまして、1,049戸ということでございます。ただ、これは現在の数字でございます。市のほうからはこれから若干変動すると聞いております。

○及川幸子委員 第1工区と第2工区の戸数がこうですから、かなりの競争率になると思うのですが、それを見込んで第3、第4的なものを建てなければならないと思います。そういう中で、競争によって入居させるということですか。

○吉田営繕課長 現在、最初の災害復興公営住宅が126戸でございます。今後まだ具体的な場所は決まっておりますが、それぞれの地区ごとにつくるという計画がございます。最初のところはかなりの応募があると思いますけれども、ロードマップで各地区ごとにつくる戸数を表示しておりますので、今回は平田地区の方が多く応募されるものと見込んでおります。

○及川幸子委員 仮設住宅は不備が多く、急ぎの建築だったと思います。そういうことはないと思うのですけれども、こういう立派なものを建てるからには、金額も全く違いますので、不備などところが出ないようにチェック機能をかけながら進めていただきたいと思います。

○柳村岩見委員 今審査対象となっております第1工区、第2工区の入札調書を見ますと、応札して金額を示しています。入札の札を入れたのは、どちらも2者と理解するのだと思います。この空欄の未受領というのは、要するに札を入れていないと理解するものと思います。

鳴り物入りで工事が発注された災害復興公営住宅であります。応札された業者がどちらも2者という背景について、事業を推進する県土整備部としてそれぞれに所感がありでしょうが、入札をつかさどる総務部総務室の所感もお尋ねしたいと思います。

○若林県土整備部長 まず、最初の災害復興公営住宅が非常に少ない業者の参入数だったことについてはいろいろなお話がありますが、この背景については、ごらんのとおり沿岸の業者は一応事前の届け出はしていましたが、応札しなかったということですね。この業者については別なところがありまして、それは落札しています。ですから、ほかの物件もあって、いろいろな状況の中でそれぞれの都合によって、希望するところに応札をしなかったという要因もあると思います。

一方で、やはり不安ではないかと考えます。というのは、今いろいろな形で資材も上がる、人の手配もできるかという状況の中で、見通しを立てた業者は来るでしょうけれども、

立たない業者はなかなか難しいだろうと思いますし、実はこの工期についても、早く来たらということ、実は標準工期よりは結構短く設定をしております。さまざまな制約要件の中で、実際に工事をやり切れるという部分が極めて少なかったのかなと判断をしております。

一般的な入札で、大船渡地区に若干不調という部分が見え始めましたけれども、まだほかのところでは見えてきません。ですから、今この状況を踏まえながら、次の見通しも立てながら、先ほど総務部総務室の見解は質疑の中でお話があったと思いますけれども、そういう中で総務部とも連携をとりながら、参入可能業者数を見きわめながら進めてまいりたいと思います。

○柳村岩見委員 冒頭に、総務部総務室の所感もお尋ねしたいと。先ほど本会議場において質疑がございました。質問に対する答弁もございました。この県土整備常任委員会として、ここで聞くことはできないのでしょうか。推進する事業の内容とその事業を決めていく過程における入札については本来同時に審査されるべきです。それは求めないほうが悪いのか、事前に応じていないのが悪いのか、どう裁くのでしょうか、委員長。

○嵯峨耆朗委員長 どうしたらいいのでしょうか。

○柳村岩見委員 委員長に振りましたけれども、即座にその答えは出ないのかもしれませんが、いつかの時点で、結論が出ているべきであると思います。そうでないと、この入札における審査は、事業内容の審査にしかありません。その事業を決めるということは、県の発注工事に対して入札という方法をもって請負者を決めるということでありますので、その過程において、例えば応札者が1者だったということについては、県土整備部の所感もありますでしょう。しかし、総務部の所感もなければならぬ。そういう所感の積み重ねによって、入札制度が改正をされたり、されなかったり、どの部分がどの程度改正されたりして動いていくものだと思います。そこの議論をお互いに胸襟開いてやれる場が、岩手県議会では、最も尊重されるべき常任委員会という場ではない。本会議あるいは特別委員会、予算、決算、それぞれの特別委員会ではあり得たとしても、ここにはないということについて、今復興工事の、あるいはまた復興元年としての本年の位置づけでありますから、今はともかくとして、矛盾あるいは方法について解決しておくことです。でなければ、県議会としても不幸であり、当局としても不幸であると思います。

いつの日か、そういったことが解決されて、両方の審査で臨まれるべきであると思います。本来ならこの案件が入札という部分において、総務常任委員会にかかっていたら問題はないのです。選抜された委員がそこで議論する場を議会として確保するという意味であれば、それはある程度前進すると思います。答弁者。

○嵯峨耆朗委員長 基本的な問題といえば基本的な問題です。こういった指摘を受けて、若林部長の所感をお願いします。

○若林県土整備部長 今、柳村委員から御指摘いただきましたが、本来であれば、その常任委員会がきちんと責任を持って答弁すべき話だと思いますし、もし不足であるとすれば、

それは我々が力不足というか、説明が足りないということになると思います。実際質疑関係についても、総務部長の答弁でしたけれども、どういう経過で、どういう理由でこうなったか、県土整備部ともいろいろ調整しながら情報を共有していますし、今の現状については、お互いがこういう状況だ、次はどうしようかということは調整しながら進めることになっていますので、基本的にはそごがないものであります。

これから極めて多くの物件が出てまいりますし、事業部と入札担当部局との連携が最も肝要かと思えます。それについては今御指摘のとおり、まだまだ不備があるとすれば我々の責任としてさらに対応してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○柳村岩見委員 入札に係る情報については、お互いに共有していると、事業部と入札をつかさどることは共有をしているという答弁については、以前からお聞きしておりました。お互いに、そこは情報を共有して理解をして答弁をして、質疑に応じる、備えていくということについては、そのとおりで今そうされておられるわけです。

しかしながら元来、両方が審査される全体像であるべきと認識をすれば、変則の審議かなということについて、気がついた以上、議会としても、あるいは当局としても、改善の努力はすべきと思えます。もちろん情報を共有して努力します、一層努力しますということはそのとおりです。しかしながら、ただ気合いの術によって深い審査ができる、あるいはまたそれが担保されるということではありません。制度的にそのようなことについてなされているべきだということは、議会からも発信する機会があると思えます。それに対する当局の対応もあられると思えますが、今後そのことについては提起しておきたいと思えます。

入札をつかさどる部は建設業界を指導し、そのために県営工事審査申請書という制度を所管している建設技術振興課が行うべきである。あるいは部の中にそういう室なりをもって入札額をつかさどるべきである。即座に、あるいはまた過不足なく情報が積み上げられる、その結果として業界に対する指導、あるいはまた発注者のあるべき姿、方法論ということについて精査されて発展していくのが普通だという考え方を持っているから、こういう話になるということでもありますので、提案といえますか、そういうことを指摘しておきたいと思えます。

○嵯峨孝朗委員長 今の柳村委員の話は、確かに入札そのものを担当しているのは総務部ですが、入札としての案件とすれば本当は総務部が全部やらなければいけないと思ったりします。かといって技術提案評価などを総務部の職員が評価できるのかという疑問は常にあるのです。それを評価してやっているのかなという気もしますが、どうでしょうか。

どう対処しているのかわかりませんが、確かにきょうの課題のような気がしました。共有していると言うでしょうけれども、実際に担当しているわけではないので、どうなのかという気がします。どうしたらいいのでしょうか。これについて何か御意見ございますか。

ちょっと休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○嵯峨孝朗委員長 再開いたします。

○高橋孝眞委員 議案第1号の技術評価の点ですが、7点台の方もあれば2点台の方もあ  
るわけです。2点台で問題がないのかと最初にお聞きしたいのですけれども、対応しても  
らっている内容については、周辺道路を考えますと大変大事なことだと思うわけです。そ  
ういう意味合いでは、どの点数であればいいのかということを含めて教えていただければ  
と思います。

○吉田營繕課長 ただいまの御質問ですが、配付資料の中の第1工区については、8ペー  
ジを見ていただきたいと思います。8ページの(2)技術評価点のところに、Aが10点、  
Cが10点とあります。Aについては、会社の施工能力等で判断するという事です。Cに  
ついては、(6)の技術提案評価項目Cの設定ということで、今回の工事、第1工区も第2  
工区もですが、騒音対策、振動対策、飛散防止対策の3項目を提案するよう公告したもの  
でございます。

その点数の配点については、1項目につき最高3点ですので、最高点をとれば9点、さ  
らに参加した人で、最高点のところボーナスポイントとして1点が付き、合計10点とい  
う内訳になっております。

第1工区について御説明しますと、評価点が特にすぐれているのが3点、ややすぐれて  
いる者が1.5点、適切である、普通の者であるというのが0.7点、適切でない者は、これは  
意味がないというものは0点という評価になります。

資料の3ページを見ていただきたいのですが、落札しましたタカヤ・東野建設グループ  
は、技術評価点が2.9点となっています。これについては、騒音対策については1.5点、振  
動対策が0.7点、飛散防止について0.7点ということで、2.9点になります。

それから、金額の応札に参加しなかったところの7点についての内訳については、提案  
内容が一番すぐれていまして、3点と1.5点が2つということで6点、それから最高点だ  
ということで、ボーナス点1点を足して7点という結果になりました。

○高橋孝眞委員 そうすると、0.7点以上は適切であると考えていいわけですか。としま  
すと、11ページの第2号議案で見ますと、ちょうど第1工区、第2工区と分けて、同じ場  
所に建てるわけですがけれども、先ほどの問題は同じだと思ふのです。そういう意味合い  
で考えてみますと、落札者のほうが入札額が高いわけです。片方は低い。でも特別問題が  
ないのであれば、これは入札額が低いほうに落札していいのではないかと思うわけです。  
また、この部分については、同じ場所なわけですから、一緒であってもいいのではないかと  
考えます。

もう一つ、先ほど言いました3点、3点、1点と見ますと、0点というものもあるわけ  
ですよね。技術評価点の中で0点というものがあるとしても、別の項目でいいとすれば、3項目  
求めているわけですから、1項目0点だったという先ほどの説明からいきますと、0点と  
あってもいいのかどうか、その点について教えていただきたいと思ふます。

○吉田営繕課長 ただいま説明しましたが、技術評価点のAのほうでは、企業の施工能力と配置技術者等とのことがありますし、参加要件に、施工実績とか施工能力の点数がございます。そのところは施工する能力がある業者が参加できるという審査になってございます。技術評価点については、さらに提案型で、うちもこの現場についてこういうことをしますという提案を評価して点数をつけて、価格点との合計で決めてございますので、施工能力については、全て応札された方は、施工ができるという判断になっております。

○高橋孝眞委員 あえて技術評価といいますか、提案をしてもらっているわけです。もし、そういう内容であれば、技術評価の提案をしてもらう必要がないと思うのです。あえて提案をもらうという理由は、そこに何らかの事情があるわけですよね。今回は三つの部分についての提案をしていただきましたと。その三つの部分の提案をしていただきながら、1項目は0点ですと。そういう意味合いの中で技術提案しかできなかつたところに落札していいのかどうか、その辺はどのように考えるかという意味です。

○嵯峨耆朗委員長 意味がわかりますか、0点でも一つとられたということで。

○八重樫技術企画指導課長 総合評価の決め事というか、制度的な話かと承りました。技術点Cについては、3つの提案ができるというルールでございまして、要するに、その3つの中で0点一つがあったとしても、残り二つで優秀な提案があれば、それは加点すると。一般的にこれは減点方式ではなく加点方式で、だめな提案があってもマイナスにはしないという基本的な考え方で行っております。それで、3点と0点、例えば0.7点が3つだと2.1点にしかならない。1項目が優秀であれば3点とってしまつて、残りが0点でも2.1点よりも大きくなるというようなことはありますが、三つの提案の中で特に優秀なものが一つあったとすれば、やはりそちらのほうを点数として評価するという仕組みに現在なつておりました、そのように運営してございます。

○嵯峨耆朗委員長 そうじゃない。それはそのとおりだけれども、今の質問は、0点でいいのかということですよ。0点ということは、例えば飛散とか振動、その対応のどれかが0ということでしょう。それでいいのかということを知っているのだと思います。仕組みはそれでわかるけれども、それでいいのかということでしょう。

○高橋孝眞委員 そうです。

〔「考え方がそうならばいいのさ」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 それはそれとして、技術的な視点で、騒音対策が0でいいのか、振動対策は0でいいのかということなのです。そういうことでしょう。

○高橋孝眞委員 そうです。

○吉田営繕課長 評価点が0でいいのかということですが、いわゆる営繕工事については仕様書がございまして、こういう工事をするときには、足場をきちんとして落下防止しなさいとか、そういうことは全て、技術提案はその標準の仕様に加え、我が社はさらにもっと騒音機をつけるとか、振動の防護幕を使うとか、そういう加点要素の提案を出されてそれを評価するというところでございますので、0点だから施工が悪いということでは

なくて、0点というのは、仕様書に決められた施工の段取りで全てをやるということで、何も過大な投資をしてまで、そこまでは提案はしないということでございます。そのように理解をしております。

○高橋孝眞委員 わかったようなわからないような説明なのです。というのは、そのことによって金額が高いほうが落札しているわけですから、低かったら何もないのですけれども、いずれにしろ技術提案を求めながらも、そちらのほうで点数加算であって落札をするのはおかしいのではないかと思うし、いずれにしろ同じ場所でやるわけですから、騒音対策だったら騒音対策そのものが違うということになるわけですので、そういう場合は何も技術評価がなくてもよかったのかなと思うだけです。

○嵯峨老朗委員長 思うだけですということだから質問ではないわけですね。そう思うそうです。

ほかに何かありますか。

○小野寺好委員 3点伺いたいと思います。一つは工期の厳守ということで、例えば建設資材が調達できなかったとか、従業員が確保できないとか、従業員が泊まる場所がないからおくれたとか、仮にそういった言いわけみたいなのが後で出た場合に、初めからそんなことは約束していないじゃないかというような取り決めがあるのか。要するに、プレハブやみなし仮設住宅などに住んでいる人たちは、早くしっかりしたところに住みたいなど。ところが、もっともらしい理由で、後でこんなことを言われてもちょっと困るのではないかということで、そういった工期を守るための何か担保、あるいは情報があるのかどうかお聞きします。

○八重樫技術企画指導課長 工期を守るための担保ということでございますけれども、契約工期がまず第1の担保であると考えます。ただし、資材の調達、労働者等の調達に期間を要するといった場合は、物理的にそれが不可能な場合は協議を経まして、工期を延伸せざるを得ない場合もあることは想定してございます。それは協議によって工期変更という対応はとらせていただきますが、その工期というのが最大限提供される方々の利用を考えて、最大限担保されるべきものと考えております。

○小野寺好委員 何か甘いなという感じがするのですが、約束を守らないことを防止するための契約というものがあるわけで、初めから誰が考えても仕方がなかったよねというようなのは避けるべきではないかなと思います。

それから、これに関連して、タカヤ、東野、樋下のいずれも盛岡の業者で、こちらの従業員がわざわざ2時間かけて現場に行くはずがないので、恐らく向こうで宿泊をしたり、向こうの人たちを使うことになるのですが、あらかじめ、例えば沿岸のほうでこういう会社を下請に使うということは初めから出ているものでしょうか。

○吉田営繕課長 下請については、契約後に下請を使う場合、下請業者の承認ということで県のほうに提出されまして、その内容を審査して承認するということとなります。

○小野寺好委員 では、今の段階ではわからないのですね。わかりました。



では二つ目、1戸当たりの値段なのですから、単純にこれを計算したら第1工区が1,305万円で、第2工区のほうが1,016万円。ところが、先ほどの本会議での総務部長の答弁は1,540万円でした。この違いは何でしょうか。

○吉田営繕課長　今回は建築分の工事のみでかけているわけですから、そのほかに、機械設備工事、電気設備工事は後で発注して、三つ一緒になります。それで、大体今回の設計において、まだ電気と機械設備の金額が決まっておりませんが、設計額から判断しまして外構工事を含めて1戸当たり1,520万円です。

それから、第1工区の単価と第2工区の単価でございますが、第1工区のほうには集会所、エレベーター、玄関、それからプロパン、自転車置き場とか、附属のものが完備されていますので、戸当たりによればその差が出たということで、最終的には1戸当たりの単価は、両方大体同じ単価になると思います。

○小野寺好委員　この前、視察に行ったときに、取り壊しに非常にお金がかかるような工事をしていましたけれども、よそから土地を買って取得した場合、トータルで1戸当たりどのくらいになるのでしょうか。というのは、普通のマンションがいっぱい建築になっていますけれども、あっちと比較してどのくらいの違いがあるのか。それとともに払い下げ、一戸建ての場合はあるのですけれども、こういった建物の場合、区分所有、分譲のように払い下げということがあり得るのでしょうか。そうではなく、永久に賃貸となるのか、そういう面で値段がどうなるのかお聞きします。

○吉田営繕課長　標準的な考え方として、今までの県営アパートの実績からすると、建物分については1戸当たりの建設費は大体1,300万円から1,500万円くらいの間でおさまっています。それから土地についてですが、それは土地の場所、当然立地場所によって評価額が違いますので、その辺はざっと予算的な概算をはじくときに、土地も含めて1戸当たり大体2,000万円から2,300万円するのかなということで、概算をはじくときにはその額をめぐりに考えてございます。

○勝又住宅課長　払い下げについては、おっしゃるとおり戸建て住宅では基本的にできませんので、集合住宅での払い下げというのはできないということになります。

○小野寺好委員　では、三つ目を伺います。先般のニュースで、軽自動車に2軒に1台普及していると。まさに下駄がわりに普及しているという報道がありましたけれども、この釜石地区の場合に、被災した皆さんが車をどのくらい持っていたかという調査を行ったのでしょうか。というのは、普通の公営住宅の場合には、入る前に住宅困窮者、お宅は車1台しか置いてはだめという確認のもと契約するのだけれども、実際はそうでなくなっています。まして被災した皆さんは、きちんとしたところに住んでいて、車もたくさん持っていたと思われまして。それを考えると1戸1台、あとは来客用とありましたけれども、それではちょっと気の毒に思います。災害復興公営住宅が町の真ん中であって、医療機関やお店や学校などが近ければ車はなくてもいいのですが、平田地区で車がなかったり、1台しかなかったら、御主人が通勤に行ってしまったら、奥さんはどうするの、息子さんはど

うするの、そういったことになると思うので、正式には1戸に1台かもしれないのですが、ほかに事業をやるほうとして、入居者のために何か考えてあげることができるのか、近くのところを造成して、誰かにやらせるとか、そういったことを何か考えているのかお聞きしたいです。

○吉田営繕課長 駐車場につきましては、委員御指摘のとおり、現在1世帯1個ということでやっていますけれども、もっと置きたいという要望は既存の県営アパートでもあります。それで、周囲に空き地がある場合に、周囲の方が駐車場を提供してとっているというのが多くの現状でございます。釜石市平田地区につきましては、周囲の状況がまだ見えていけませんので、提供できる方がいるかどうかはまだはっきりしておりませんが、現在同じ敷地内に仮設の事業者の倉庫等が2棟建っておりまして、それが撤去されれば台数は20台ほどふえる予定と考えております。

○小野寺好委員 部長は駐車場の確保について、どのような責任を感じておられるのでしょうか。

○若林県土整備部長 私も釜石地区に勤務しておりましたから、平田地区の状況を見れば、やはり車が必要であろうということはわかります。ただ、入居してみないとわからないのですけれども、高齢者は優先入居になりますから、高齢者の方々は余り車を持っていない部分もあって、1戸に1台確保しようと考えています。来客20台、まあ10台確保しようということにしていますが、今までやってきましたけれども、基本的には1戸に1台は確保します。そのほかに敷地が有効に使える状況があれば、我々としても見きわめながら対応していきたいと思えます。

先ほど言いましたけれども、あくまでも県営住宅、県営アパートとしてこれから管理していきますから、入居後の要請によっては、東側の仮設の倉庫が撤去できれば有効に使えるということにもなりますので、そこは入居する方々の要請に応じていきたいと思えます。

○小野寺好委員 最後に、普通の公営住宅と違って、被災された皆さんはちゃんと車を何台も置けるようなところに住んでいましたので、今までの公営住宅と同じ考えで、あんなことを言うけれどもねという対話はやめてほしいと一つ希望して終わります。

○嵯峨耆朗委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたしたいと思えます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号釜石港須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**川村港湾課総括課長** 議案書の4ページをお開き願います。議案第4号釜石港須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

釜石港須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩手県条例第30号）第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。

お手元に配付しております説明資料により説明させていただきますので、説明資料の17ページをお開き願います。工事名は、釜石港須賀地区港湾災害復旧（23災120号他）工事。工事場所は、釜石市港町字須賀地内。説明資料、上段右側が施工位置図で、丸で示しているところがございます。契約金額は、税込みで1億7,285万円で、請負率は99.96%。請負者は、鹿島道路株式会社・株式会社伊藤組特定共同企業体。請負者の住所は資料に記載のとおりであります。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波による被災を受けた釜石港のマイナス4.5メートル岸壁ほかの災害復旧を行うものであり、損傷した施設の復旧及び全体的に沈下した岸壁や野積み場のかさ上げなどを実施する工事であります。工期は490日間で、平成24年度から平成25年度までの2年間の債務負担行為であります。なお、お手元の説明資料につきましては、18ページ及び19ページには入札調書。20ページから23ページには、総合評価落札方式条件付一般競争入札公告となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○**及川幸子委員** 先ほど柳村委員が質問されたのですが、総務部の部分になると思うのですが、2社のうち1社が辞退した理由についてお聞きします。

○**嵯峨耆朗委員長** どう把握しているかということですよ。

○**及川幸子委員** 情報を共有しているのだったら多分わかりますよね。

○**若林県土整備部長** 先ほど総務部長が答弁したのですが、具体的な理由は、個別に伺わないとわかりません。ただ、資材の高騰などいろいろな状況を踏まえて判断したものではないかと思えます。つまり、今回は岸壁を供用しながら、荷役業者と調整するとか、いろいろな制約があるのです。そういう中であって、この工期の中で、まだ実は前面に入っている災害復旧もありますので、業者が先行している部分もあるので、その方々とうまく調整できるかとか、いろいろなことを勘案しての判断だと思えますし、例えば違う工事が出てきたということがあると思えます。

これは、あくまでも我々がこういう状況下でこのベースから想定域は出ないですけれども、あくまでも、具体のやつはどうしたのだらうねと聞かなければいけないものですか

ら、今後の話もあって、正式になかなか聞けないですけども、いろいろなお付き合いの中でお聞きしたいなど、今後の対応に生かしていきたいと思います。

○及川幸子委員 しつこいですが、相手は日本道路という大きい会社ですよ。資材の高騰などはとっくにわかっていたと思うのです。部長、こういう復興という部分を置いた場合に、何かの理由があって辞退ということですから、もやっとなしないで、なぜ辞退したのか、なぜこれしか応札しないのだというぐらい、徹底して聞かないとだめだと思いますよ、これから大事な復興を抱えているでしょう。やっぱりもっともっと応札して、その中からいいところをどんどん選んでいかないといい工事はできないと思います。こういう2者のうち、一つ辞退して一つなんていうのは本当にだめだと思います。反省を含めて、もう一度お願いします。

○若林県土整備部長 数多い参加者の中から、いろいろな意味で提案して、競争性を高めて入札していただきながら施工していただくということが一番望ましいとは思いますが、現状が平時ではない状況にあります。特にこれは大体70%を超えるのがコンクリート舗装なのです。多分一番大きなコンクリートの手配が計画的にできるかとかというところが一番大きいのではないかと思います。その辺も含めてこういう工事が出るに当たって、この時期はこの地域できちんと生コンの供給ができるといったような工事の資材の安定的な担保みたいなものがあれば、非常に彼らも入札しやすいだろうと思います。

○嵯峨耆朗委員長 入札者が少ないこと自体が不思議ですよ、感想ですけども。何か問題があるのではないのか、仕事が難し過ぎるのか、今言ったような話なのかとったりしますが、感想です。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号小本港小本浜地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○川村港湾課総括課長 議案書の5ページをお開き願います。議案第5号小本港小本浜地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

小本港小本浜地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩手県条例第30号）第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。お手元に配付しております説明資料により説明させていただきますので、説明資料の24ページをお開き願います。

工事名は、小本港小本浜地区防波堤（2）港湾災害復旧（23災96号）工事。工事場所は、下閉伊郡岩泉町小本字小本浜地内。説明資料、上段右側の施工位置図の丸で示しているところでございます。契約金額は、税込みで10億380万円で、請負率は95.94%。請負者は、株式会社本間組・梨子建設株式会社特定共同企業体。請負者の住所は、資料に記載のとおりであります。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災を受けた小本港の防波堤の災害復旧を行うものであり、倒壊した防波堤を撤去し、新たに製作したものを現地に据えつける工事であります。工期は450日間で、平成24年度から平成25年度までの2年間の債務負担行為であります。なお、お手元の説明資料につきましては、25ページ及び26ページには入札調書。27ページから31ページには、総合評価落札方式条件付一般競争入札公告となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○**高橋孝眞委員** しつこいようですけれども、技術評価を今回は20点にした理由は何なのでしょうか。

○**川村港湾課総括課長** 総合評価の技術評価型、今回は標準型としておりますが、これは平成23年4月14日付の工事技術的難易度評価実施要領について実施された工事技術的難易度評価実施要領及び工事技術的難易度評価小項目別評価事業表、これらに基づきましてそれぞれの工事技術、難易度に応じて提起をしたものであります。標準型として配点が決められているものでございます。

○**嵯峨耆朗委員長** つまりは建築と港湾とでは違うということですか。そういう理解でいいのでしょうか。

○**川村港湾課総括課長** こちらの 경우에는、総合落札方式標準型というものを適用しております。こちらのほうで定められております。

○**嵯峨耆朗委員長** 簡易1型と標準型と評価点が違うということですよ。難しいから30点の工事という理解でいいのでしょうか。標準型だということですね。

○**佐藤河川港湾担当技監** 総合評価につきましては四つの種類がございます。今委員長がお話しましたように簡易1型、簡易2型、標準型、高度技術提案型、その4種類に分かれておまして、技術が高度になるほど技術点が高くなっていくものでございます。高度技術提案型の場合は40点になります。標準型は30点。先ほどの建築については、簡易1型で20点、簡易2型が10点という形で技術の評価点をランクに分けているというものでござい

ます。

○嵯峨耆朗委員長 わからない点は聞いてください。

○高橋孝眞委員 先ほどは提案の内訳が3項目ありまして、3点、3点、3点でしたよね。今回20点というのは、どういう内訳になるのですか。

○八重樫技術企画指導課長 標準型の場合は、提案項目が5項目、その他として提案項目が2項目、それぞれ3点を満点としますと、5項目については3点満点、それから2項目について2点満点、その他の項目が2点満点、それから最上位に1点がプラスという配点になっております。

○嵯峨耆朗委員長 今聞いているのは5項目の内容、その評価の、先ほどみたいな振動とか飛散とかということがあったので、それについての内容。

○若林県土整備部長 提案の区分であります、課題としてケーソンの据え付けがあります。据え付け時の安全対策。それからケーソンの据え付け精度の向上、先ほど話しましたけれども、どうやって設置するか。損傷防止対策、傷つかないようにどうするか。中詰めですね、つまり1回水を入れて沈めて、そのあとに中詰めを入れるのですけれども、中詰めの対策、傷つかないようにケーソンのコンクリートの中の仕切りがあるのですけれども、その壁が壊れないようにどうできるか。それから、中詰めの後にふたコンクリートを打たなければならないのですが、そのふたコンクリートもどうやって打って傷つかないようにするかという提案が五つであります。これが3点。

それ以外は、コンクリートの品質をどうするか。つまり、ここはコンクリートを直接持って行けません。島になってしまっているの、船でどう運ぶかとか、どういうふうな打ち方をするかという項目をその他という形にしています。

○嵯峨耆朗委員長 ついでに確認ですけども、これは特AとAですよ。特Aということは、ゼネコンと組んだほうが技術が高くなるのは一目瞭然のような気がするけれども、そういった点はどうですか。機械的にやっているだけですか。

片や2番手のほうは、県内でいうと、このレベルで言うと組んでいるのは最高レベルの業者ですよ。一方は、ゼネコンと言っても準ゼネコンというのかな、そういうところと、最近余り実績が出てなかったけれども、そんな実績のないところと組んでやっていますよね。だから、ゼネコンと組んだほうがとれるのかとなってしまうですよ。

○柳村岩見委員 そうではないのではないかと、もっと奥が深いのではないかと。立派にやる方法があるけれども、私はさっとやる。それだけの評価だ。

○若林県土整備部長 一般的には特Aのほうが技術力が高いという評価があるのでしょうかけれども、この場合だと、例えば地元だとか、Aの部分だとか、それから特に、調書を見ていただければわかるのですけれども、実際県内の大手でも実際にやってきた業者ですよ。実際にやった業者ですから、その当時から比べると技術の革新、この蓄積が、例えば地元の業者と、それから特Aと最新の技術をどう適用できるかという、今回はその提案で大きく開いたと。つまり価格では地元が勝ったのです。だけれども、それ以上の技術の

提案があったということで、こういう落札になったというのが我々の評価であります。

○**嵯峨竜朗委員長** ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、質疑を終結いたしたいと思います。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨竜朗委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨竜朗委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変どうもありがとうございました。